令和４年度

2022

杉戸町国際交流協会

Sugito International Association

定 期 総 会 資 料

日 時	令和４年５月21日（土） 午前10時00分～
場 所	杉戸町役場 第２庁舎２階 第１・第２会議室

令和４年度 杉戸町国際交流協会
定 期 総 会 次 第

1. 開　会

2. 会長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 議　事

議案第１号　令和３年度 杉戸町国際交流協会事業報告について

議案第２号　令和３年度 杉戸町国際交流協会歳入歳出決算について

議案第３号　役員の改選について

議案第４号　令和４年度 杉戸町国際交流協会事業計画について

議案第５号　令和４年度 杉戸町国際交流協会歳入歳出予算について

5. 閉　会

［議案第１号］

令和３年度 杉戸町国際交流協会事業報告について

令和３年度事業報告について、次のとおり承認を求める。

令和 ３ 年度　　事 業 報 告

1. 国際交流を目的とする事業の計画及び開催

1）会議の開催
① 理事会　4 月 20 日（火）杉戸町役場
② 委員長会議　4 月 20 日（火）杉戸町役場
③ 定期総会　書面にて会議を開催
④ 各委員会　2 ページ参照

2）姉妹都市であるバッセルトン市との交流
※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました

2. 国際交流に関する情報の収集及び提供

1）委員の交流（英会話教室・オンライン講習会の実施）
2）インターネット（協会ホームページ及びフェイスブック等）による情報発信

3. 国際交流に関する意識の啓発及び普及

1）各種イベントの開催（平和企画展）
2）インターネット（協会ホームページ及びフェイスブック等）による情報発信
3）公益財団法人日本ユニセフ協会への募金

4. その他本会の目的を達するために必要な事業

令和3年度 広報委員会事業実績

月	日	曜日	事　業　内　容	開催場所
7	8	木	第1回広報委員会	オンライン

※ 年度を通して、随時ホームページの更新作業を行った。

令和3年度 姉妹都市委員会事業実績

月	日	曜日	事　業　内　容	開催場所
4	13	火	第1回姉妹都市委員会	書面会議
7	12	月	第2回姉妹都市委員会	書面会議
9	29	水	第3回姉妹都市委員会	書面会議
1	18	火	姉妹都市交流研修会(1)オンライン講習会	カルスタすぎと
2	15	火	姉妹都市交流研修会(2)英会話教室	オンライン
	22	火	姉妹都市交流研修会(3)英会話教室	オンライン

令和3年度 国際化推進委員会事業実績

月	日	曜日	事　業　内　容	開催場所
4	13	火	第1回国際化推進委員会	書面会議
7	29	木	第2回国際化推進委員会	オンライン
8	17	火	杉戸町平和企画展　※杉戸町との共催 【渋沢栄一と青い目の人形～平和の人形交流プロジェクト～】(8月17日～8月31日)	東武日光線杉戸高野台駅　コンコース
10	25	月	第3回国際化推進委員会	オンライン
12	14	火	第4回国際化推進委員会	オンライン
1	11	火	第5回国際化推進委員会	オンライン
3	17	木	第6回国際化推進委員会	オンライン

※「杉戸町日本語教室」は公民館との共催
　毎週水曜日　昼クラス／10時～12時、　夜クラス／19時～21時

令和4年5月21日　提出

杉戸町国際交流協会　会長

［議案第２号］

令和3年度 杉戸町国際交流協会歳入歳出決算について

令和3年度歳入歳出決算について、次のとおり承認を求める。

令和 3 年度　　歳 入 歳 出 決 算 書　【 一般の部 】

1. 歳 入

（単位：円）

項　　目	当初予算額	収入済額	比 較	説　　明
1. 会 費	544,000	280,000	△ 264,000	
①個人会員費	229,000	210,000	△ 19,000	一般　2,000円×105名（半期2名）　208,000 学生・外国人　1,000円×2名　2,000
②家族会員費	45,000	40,000	△ 5,000	家族　2,500円×16組　40,000
③団体会員費	30,000	30,000	0	団体　5,000円×6　30,000
④法人会員費	240,000	0	△ 240,000	法人　10,000円×0口　0
2. 負 担 金	150,000	0	△ 150,000	
①イベント参加者負担金	150,000	0	△ 150,000	イベント中止のため
3. 繰 越 金	165,539	165,539	0	
①前年度繰越金	165,539	165,539	0	
4. 諸 収 入	50	11,756	11,706	
①雑入	50	11,756	11,706	預金利子　1 記念品購入残金　11,755
5.補 助 金	0	0	0	
①杉戸町補助金	0	0	0	0
歳 入 合 計	**859,589**	**457,295**	**△ 402,294**	

2. 歳 出

（単位：円）

項　　目		当初予算額	支出済額	差引	説　　明	
1. 会 議 費		83,000	63,000	20,000		
	①総会費	83,000	63,000	20,000	定期総会 会員記念品	0 63,000
2. 事 務 費		161,000	74,503	86,497		
	①消耗品費	20,000	5,096	14,904	消耗品	5,096
	②印刷製本費	16,000	0	16,000		
	③通信運搬費	70,000	25,492	44,508	郵送料（はがき、切手代等）	25,492
	④保険料	45,000	36,820	8,180	ボランティア活動保険 ボランティア行事用保険	13,300 23,520
	⑤手数料	10,000	7,095	2,905	会費引落手数料	7,095
	⑥備品購入費	0	0	0		
3. 事 業 費		612,000	78,517	533,483		
	①広報委員会事業費	68,000	58,642	9,358	電話回線使用料 プロバイダー使用料等 レンタルサーバー等利用料	36,120 18,258 4,264
	②姉妹都市委員会事業費	130,000	10,000	120,000	姉妹都市交流研修会講師謝礼	10,000
	③国際化推進委員会事業費	309,000	9,875	299,125	杉戸町日本語教室 国際協力・理解講座 異文化交流パーティー 平和企画展 埼玉日本語ネットワーク会費等	4,334 1,260 0 2,129 2,152
	④合同事業費	100,000	0	100,000		0
	⑤その他	5,000	0	5,000		0
4. 予 備 費		3,589	0	3,589		
	①予備費	3,589	0	3,589		
歳 出 合 計		**859,589**	**216,020**	**643,569**		

歳 入 合 計	**457,295**	円
歳 出 合 計	**216,020**	円
歳 入 歳 出 差 引 額	**241,275**	円 は翌年度に繰越し

令和 3 年度　　歳 入 歳 出 決 算 書　【 姉妹都市交流の部 】

1. 歳 入

（単位：円）

項　　目	当初予算額	収入済額	比 較	説　　明
1. 負 担 金	110,000	0	△ 110,000	※受入・訪問中止により皆減
①イベント参加者負担金	30,000	0	△ 30,000	
②訪問団随行者負担金	50,000	0	△ 50,000	
③姉妹都市交流協力負担金	30,000	0	△ 30,000	
2. 繰 入 金	60,000	0	△ 60,000	※受入中止により皆減
①姉妹都市委員会事業費繰入金	60,000	0	△ 60,000	
3. 繰 越 金	758,912	758,912	0	
①前年度繰越金	758,912	758,912	0	
4. 諸 収 入	50	6	△ 44	
①雑入	50	6	△ 44	預金利子　6
5. 補 助 金	700,000	0	△ 700,000	※受入･訪問中止により皆減
①杉戸町補助金	700,000	0	△ 700,000	
歳 入 合 計	**1,628,962**	**758,918**	**△ 870,044**	

2. 歳 出

（単位：円）

項　　目	当初予算額	支出済額	差引	説　　明
1. 事 業 費	1,538,000	0	1,538,000	※受入・訪問中止により皆減
①協力者謝礼金	20,000	0	20,000	
②姉妹都市交流記念品購入費	90,000	0	90,000	
③宿泊視察費用	341,000	0	341,000	
④交流行事費用	409,000	0	409,000	
⑤施設見学料・体験料等	178,000	0	178,000	
⑥バス借上料	500,000	0	500,000	
2. 予 備 費	50,962	0	50,962	
①予備費	50,962	0	50,962	
3. 積 立 費	40,000	0	40,000	※受入中止により皆減
①積立活用費	40,000	0	40,000	
歳 出 合 計	**1,628,962**	**0**	**1,628,962**	

歳 入 合 計	758,918	円
歳 出 合 計	0	円
歳 入 歳 出 差 引 額	758,918	円 は翌年度に繰越し

杉戸町国際交流協会　会長

令和 4 年 5 月21日　提出

会計監査報告

令和 3 年度杉戸町国際交流協会歳入歳出決算【一般の部】について、関係諸帳簿及び証拠書類等を監査した結果、いずれも適正に行われていたことを認めます。

令和　4 年　4 月　12 日

監事　藤沼利夫

監事　飯野春美

事務局決裁欄

事務局長	会 計	担　当
川口	米山知	清水

会計監査報告

令和３年度姉妹都市バッセルトン親善訪問団派遣及び受入に関する収支決算【姉妹都市交流の部】について、関係諸帳簿及び証拠書類等を監査した結果、いずれも適正に行われていたことを認めます。

令和　4 年　4 月　12 日

監事　藤沼利夫

監事　飯野春美

事務局決裁欄

事務局長	会 計	担　当
川口	米山知	清水

［議案第３号］

役員の改選について

杉戸町国際交流協会役員について、次のとおり承認を求める。

杉戸町国際交流協会役員

令和3年度		令和4年度		
役職名	氏 名	役 職 名	氏 名	備 考
会 長	輪島 正視	会 長	輪島 正視	
副 会 長	嶋津 桂子	副 会 長	嶋津 桂子	
〃	渡辺 真理子	〃	渡辺 真理子	
名誉会長	古谷 松雄	名誉会長	古谷 松雄	杉戸町長
顧 問	武井 章	顧 問	武井 章	
〃	細井 勝保	〃	細井 勝保	
〃	持田 康博	〃	持田 康博	
〃	吉良 英敏	〃	吉良 英敏	埼玉県議会議員
理 事	濵田 章一	理 事	須田 恒男	杉戸町議会議長
〃	飯田 賢	〃	飯田 賢	県立杉戸農業高等学校長
〃	蛭間 督	〃	蛭間 督	県立杉戸高等学校長
〃	城川 雅士	〃	城川 雅士	昌平中学・高等学校長
〃	谷中 稔	〃	谷中 稔	志学会高等学校長
〃	堀井 仁	〃	中村 則裕	小・中学校国際担当校長
〃	大作貴洋	〃	大作 貴洋	杉戸ロータリークラブ
〃	宗像 吉則	〃	宗像 吉則	杉戸ライオンズクラブ
〃	小川 伊七	〃	小川 伊七	杉戸麺打愛好会 小川道場
〃	新井 友和	〃	新井 友和	杉の子吹奏楽団
〃	田中 秀幸	〃	門脇 利夫	杉戸町副町長
〃	栗原 偉憲	〃	栗原 偉憲	広報委員会委員長
〃	笠原 慎太郎	〃	笠原 慎太郎	広報委員会副委員長
〃	川島 有美子	〃	川島 有美子	〃
〃	田沼 統子	〃	木村 好子	姉妹都市委員会委員長
〃	及川 久子	〃	及川 久子	姉妹都市委員会副委員長
〃	村上 治美	〃	村上 治美	〃
〃	岡田 克己	〃	岡田 克己	国際化推進委員会委員長
〃	志賀 千晶	〃	志賀 千晶	国際化推進委員会副委員長
〃	川島 英夫	〃	川島 英夫	〃
監 事	藤沼 利夫	監 事	藤沼 利夫	
〃	飯野 春美	〃	飯野 春美	
会 計	丹野 行子	会 計	丹野 行子	
〃	米山 知宏	〃	米山 知宏	
事務局長	川口 真也	事務局長	川口 真也	
事 務 局	清水 真実保	事 務 局	清水 真実保	

令和４年５月21日　提出

杉戸町国際交流協会 会長

［議案第４号］

令和４年度 杉戸町国際交流協会事業計画について

令和４年度事業計画について、次のとおり提出する。

令和 4 年 度　事 業 計 画

1. 国際交流を目的とする事業の計画及び開催
   1）会議の開催
      ① 定期総会
      ② 理事会
      ③ 委員長会議
      ④ 各委員会
   2）在住外国人及び留学生との交流
      各種イベントの開催
   3）姉妹都市である西オーストラリア州バッセルトン市との交流

2. 国際交流に関する情報の収集及び提供
   1）会員の親睦（定期総会後の交流会）
   2）委員の交流
   3）インターネット（協会ホームページ及びフェイスブック等）による情報発信
   4）ホストファミリーの募集及び登録リストの作成
   5）通訳ボランティアの募集及び登録リストの作成

3. 国際交流に関する意識の啓発及び普及
   1）各種イベントの開催
   2）インターネット（協会ホームページ及びフェイスブック等）による情報発信
   3）公益財団法人日本ユニセフ協会への募金

4. その他本会の目的を達するために必要な事業

令和４年度 委員会事業計画

広報委員会

1. 協会事業（各種イベント等）の取材
2. 協会ホームページ・Facebook 等の更新

姉妹都市委員会

1. 姉妹都市バッセルトン市との交流
2. 姉妹都市交流研修会の開催（随時）
3. 近隣国際交流協会との交流
4. ホストファミリーの募集及び登録リストの作成
5. 通訳ボランティアの募集及び登録リストの作成
6. ボトルブラッシュ料理教室の開催

国際化推進委員会

1. 杉戸町日本語教室の開催（4 月～翌年 3 月）
   - ・日本語教室ボランティアスタッフ養成講座への参加
   - ・埼玉県東部地域日本語教室交流会への参加
   - ・日本語教室学習者による料理教室
2. 国際協力・理解講座の開催［年 3 回］
   第 1 回：杉戸町平和企画展の共催（8 月）※杉戸町主催
   第 2 回：海外の文化に触れるバス見学会（11 月）
   第 3 回：講演会「日本で暮らす外国人と多文化共生」（時期未定）
3. 異文化交流パーティー（3 月）

※各事業・イベントは新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止・延期となる可能性がございます。

［議案第５号］

令和4年度 杉戸町国際交流協会歳入歳出予算 について

令和4年度歳入歳出予算について、次のとおり提出する。

令 和 4 年 度　歳 入 歳 出 予 算 書　【 一般の部 】

1. 歳 入

（単位：円）

項　　目		本年度予算額	前年度予算額	前年度比較	説　　明	
1. 会 費		548,000	544,000	4,000	※R3会員名簿より積算	
	①個人会員費	233,000	229,000	4,000	一般　2,000円×115名 外国人・学生　1,000円×3名	233,000
	②家族会員費	45,000	45,000	0	家族　2,500円×18組	45,000
	③団体会員費	30,000	30,000	0	団体　5,000円×6口	30,000
	④法人会員費	240,000	240,000	0	法人　10,000円×24口	240,000
2. 負 担 金		150,000	150,000	0		
	①イベント参加者負担金	150,000	150,000	0	各種イベントの参加費	150,000
3. 繰 越 金		241,275	165,539	75,736		
	①前年度繰越金	241,275	165,539	75,736	繰越金	241,275
4. 諸 収 入		50	50	0		
	①雑入	50	50	0	預金利子	50
5. 補 助 金		0	0	0		
	①杉戸町補助金	0	0	0		
歳 入 合 計		**939,325**	**859,589**	**79,736**		

2. 歳 出

（単位：円）

項　　目	本年度予算額	前年度予算額	前年度比較	説　　明
1. 会 議 費	83,000	83,000	0	
①総会費	83,000	83,000	0	定期総会 20,000 会員記念品 63,000
2. 事 務 費	169,000	161,000	8,000	
①消耗品費	20,000	20,000	0	消耗品 20,000
②印刷製本費	16,000	16,000	0	封筒購入費等 16,000
③通信運搬費	70,000	70,000	0	郵送料（はがき、切手代等） 70,000
④保険料	48,000	45,000	3,000	ボランティア活動保険 15,000 ボランティア行事用保険 33,000
⑤手数料	10,000	10,000	0	会費引落手数料 10,000
⑥備品購入費	5,000	0	5,000	動画配信用キャプチャーボード購入費 5,000
3. 事 業 費	512,000	612,000	△ 100,000	
①広報委員会事業費	68,000	68,000	0	電話回線使用料 44,000 プロバイダー使用料 19,000 レンタルサーバー等使用料 5,000
②姉妹都市委員会事業費	130,000	130,000	0	姉妹都市交流研修会 40,000 ボトルブラッシュ料理教室 30,000 姉妹都市委員会事業費繰出金 60,000
③国際化推進委員会事業費	309,000	309,000	0	杉戸町日本語教室 49,000 国際協力・理解講座 210,000 異文化交流パーティー 50,000
④合同事業費	0	100,000	△ 100,000	0
⑤その他	5,000	5,000	0	
4. 予 備 費	175,325	3,589	171,736	
①予備費	175,325	3,589	171,736	
歳 出 合 計	**939,325**	**859,589**	**79,736**	

令和 4 年度　　歳 入 歳 出 予 算 書　【 姉妹都市交流の部 】

1. 歳 入

（単位：円）

項　　目	本年度予算額	前年度予算額	前年度比較	説　　明	
1. 負 担 金	80,000	110,000	△ 30,000		
①イベント参加者負担金	30,000	30,000	0	フェアウェルパーティー等の参加費 ※バッセルトン訪問団受入れ年度のみ	30,000
②訪問団随行者負担金	50,000	50,000	0	施設見学料・昼食代等の自己負担金 ※バッセルトン訪問団受入れ年度のみ	50,000
③姉妹都市交流協力負担金	0	30,000	△ 30,000		
2. 繰 入 金	60,000	60,000	0		
①姉妹都市委員会事業費繰入金	60,000	60,000	0	【一般の部】からの繰入金	60,000
3. 繰 越 金	758,918	758,912	6		
①前年度繰越金	758,918	758,912	6	繰越金	758,918
4. 諸 収 入	50	50	0		
①雑入	50	50	0	預金利子	50
5. 補 助 金	500,000	700,000	△ 200,000		
①杉戸町補助金	500,000	700,000	△ 200,000	バッセルトン訪問団受入に係る補助	500,000
歳 入 合 計	**1,398,968**	**1,628,962**	**△ 229,994**		

2. 歳 出

（単位：円）

項　　目	本年度予算額	前年度予算額	前年度比較	説　　明	
1. 事 業 費	1,018,000	1,538,000	△ 520,000		
①協力者謝礼金	20,000	20,000	0	ボランティアガイド謝礼金等	20,000
②姉妹都市交流記念品購入費	30,000	90,000	△ 60,000	記念品購入費	30,000
③宿泊視察費用	480,000	341,000	139,000	交通費 宿泊費・食事 入場料・旅行災害補償等	350,000 94,000 36,000
④交流行事費用	110,000	409,000	△ 299,000	バッセルトン訪問団歓送迎会費 海外送金時振込手数料	100,000 10,000
⑤施設見学料・体験料等	178,000	178,000	0	協会職員分 ※昼食代等を含む	178,000
⑥バス借上料	200,000	500,000	△ 300,000	空港送迎用	200,000
2. 予 備 費	340,968	179,038	161,930		
①予備費	340,968	179,038	161,930		
3. 積 立 費	40,000	40,000	0		
①積立活用費	40,000	40,000	0	ホストファミリー謝礼金	40,000
歳 出 合 計	**1,398,968**	**1,757,038**	**△ 358,070**		

令和 4年 5 月 21 日 提出

杉戸町国際交流協会 会長

杉戸町国際交流協会規約

（名称）
第１条　この会は、杉戸町国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）
第２条　協会は、町民が主体となって、幅広い分野における国際交流を推進し世界の人々との相互理解及び友好親善を深め、世界に開かれた地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（事業）
第３条　協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1）国際交流を目的とする事業の計画及び開催
2）国際交流に関する情報の収集及び提供
3）国際交流に関する意識の啓発及び普及
4）国際交流に関する調査研究
5）国際交流活動への支援及び協力
6）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（会員）
第４条　協会は、第２条の目的に賛同する次に挙げる会員で構成する。
1）杉戸町に在住又は在勤（学）する者（以下「個人会員」という。）
2）杉戸町を活動の拠点とする法人格を有しない団体及び企業（以下「団体会員」という。）
3）杉戸町にその主たる事務所又は支店等を置く法人格を有する団体及び企業（以下「法人会員」という。）
4）その他特に会長が認める者。

2. 会員となろうとするものは、入会申込書により会長に申し込むものとし、第５条に掲げる会費を納入した日から会員の資格を取得する。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、退会させることができる。
1）会員が退会を申し出たとき
2）会費を１年以上にわたり納入しないとき
3）会の名誉を著しく傷つけ、又は社会の公序良俗に反する行為を行った場合等で、理事会の議決を経たとき
4. 団体会員及び法人会員は、その代表者に限り、会員の権利を有する。

（会費）

第 5 条　会費は、次の区分に従い会費を納めるものとする。ただし、いずれの区分においても、その年度の 10 月 1 日以降の新規入会に限り、その半額とする。なお、退会による会費の返還は行わない。

1）	個人会員	年額	2,000 円
	（学生・生徒・外国人）	年額	1,000 円
2）	家族会員	年額	2,500 円
3）	団体会員	年額一口につき	5,000 円
4）	法人会員	年額一口につき	10,000 円

（役員）

第 6 条　協会に、次の役員を置く。

1）　会長　　1 名
2）　副会長　　若干名
3）　理事　　20 名以内（ただし、第 14 条第 7 項の規定により新たに理事として選任された者がいる場合には、20 名にその数を加えた人数以内とする。）
4）　会計　　2 名
5）　監事　　2 名
6）　事務局長　　1 名

2. 役員は会員の中から選出し、総会で承認を得る。
2）　事務局長及び会計は会長が指名し、総会で承認を得る。
3. 任期中の辞任に伴う後任役員は、必要に応じ理事会において選任することができる。ただし、次の総会で承認を得るものとする。

（役員の任期）

第 7 条　役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでの間はその任務を行う。

（役員の職務）

第 8 条　会長は、協会を補佐し、会務を総理し、理事会の議長を務める。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
3. 理事は、理事会を構成し、協会の重要事項を審議する。
4. 事務局長は、協会の事務を掌る。
5. 会計は、事務局長を補佐し、会計事務を処理する。
6. 監事は、会計を監査する。

（名誉会長）

第 9 条　協会に名誉会長を置く。

2. 名誉会長には、杉戸町長をもって充てる。

（顧問）

第 10 条　協会には、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

（会議）

第 11 条　協会の会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会）

第 12 条　総会は、年 1 回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会の議長は、会長をもって充てる。

3. 総会において、議決する事項は、次のとおりとする。

1）　規約の改正に関する事項

2）　役員の選任に関する事項

3）　事業計画及び事業報告に関する事項

4）　予算及び決算に関する事項

5）　その他会長が必要と認める事項

（理事会）

第 13 条　理事会は、会長、副会長、理事、事務局長及び会計をもって組織する。

2. 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

3. 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

1）　総会に付議する事項

2）　会長が必要と認める事項

4. 会長は、審議に際し、必要に応じて理事以外の者の出席を求めることができる。

（委員会）

第 14 条　会長は、第 3 条に定める事業の円滑な推進を図るため、理事会に諮り委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員の中から会長が任命し、理事会に報告する。

3. 委員会には、委員の互選により、それぞれ委員長、副委員長を置く。

4. 委員長、副委員長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 補欠により選任された委員長、副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

6. 委員長、副委員長は、任期満了後も、後任者が就任するまでの間はその任務を行う。

7. 委員長、副委員長は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、協会の理事として選任

されたものとみなす。ただし、次の総会で承認を得るものとする。

（事務局）
第 15 条　協会の事務を処理するため、杉戸町役場住民協働課内に事務局を置く。

（経費）
第 16 条　協会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（事業年度）
第 17 条　協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（その他）
第 18 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則
（施行期日）
1. この規約は、平成 8 年 11 月 19 日から施行する。
（特例）
2. 協会の設立当初の役員の任期は、第 7 条第 1 項の規定に関わらず、平成 10 年 3 月 31 日までとする。
3. 協会の設立当初の会員、役員、事業計画及び予算は、第 4 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定に関わらず、設立準備会で定め、総会で承認を得る。
4. 協会は設立当初の事業年度は、第 17 条の規定に関わらず、設立総会の日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。

附則
（施行期日）
この規約は、平成 10 年 5 月 23 日から施行する。

附則
（施行期日）
この規約は、平成 13 年 5 月 26 日から施行する。

附則
（施行期日）
この規約は、平成 14 年 5 月 18 日から施行する。

附則
（施行期日）
この規約は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

杉戸高校は杉戸町国際交流協会を応援しています。

共に目指そう 夢の実現

埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流推進校
アジア高校生架け橋プロジェクト留学生配置校

杉戸高校は、
【主体性】
【協調性】
【発信力】
【共感力】
【継続力】
を育てます

埼玉県立杉戸農業高等学校

いのちとみどりを育む学校

杉戸農業高校は
杉戸町国際交流協会
を応援しています。

杉戸麺打愛好会 小川道場

生徒募集中

誰でも
かんたんに
始められます

小川道場受講料

（教材費・指導料含む）

体験コース　1回　2,000 円

（5 回まで）

杉戸麺打ち愛好会

杉戸麺打愛好会は
杉戸町国際交流協会
を応援しています。

杉戸麺打愛好会 小川道場事務局
〒345-0031　埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島 619
FAX　0480 (38) 1718
平日 9 時 30 分～17 時 30 分

杉戸ロータリークラブ

杉戸ロータリークラブは、
杉戸町国際交流協会を
応援しています。

Rotary

国際ロータリー第2770地区

✉
sugitorc@image.ocn.ne.jp

杉の子吹奏楽団

杉の子吹奏楽団では
一緒に活動してくれる
仲間を募集しています♪

活動内容など
詳しくはHPまたは
FACEBOOKをご確認下さい

2021年10月24日　秋の音楽祭

杉の子吹奏楽団は杉戸町国際交流協会の活動を応援しています

杉戸町国際交流協会を
応援していただき
ありがとうございます。

杉戸町国際交流協会事務局

所　在　地　〒345-8502
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号
（杉戸町住民協働課内）
電話・FAX　0480 (36) 1470
電子メール　info@sugito-int.org
ホームページ　http://sugito-int.org/